

東京都都市緑化基金

令和5年度 花壇・庭づくり活動支援事業のご案内

初年度団体用 募集要項

1. 事業の概要

東京都都市緑化基金は、東京に緑を増やすための基金です。緑ゆたかな住みよい街の実現を目指し、民有地の緑化や緑化活動を支援しています。

東京都都市緑化基金の助成事業「花壇・庭づくり活動支援事業」は、ボランティア団体等による公共的な場所での花壇や庭づくり、小・中学校での緑化活動のスタートアップを支援するため、最大で3年間にわたり活動費の一部を助成します。(初年度最大10万円、2・3年目各々最大5万円) ※同一団体・学校への支援は最大3年間です。助成金額の繰り越しや、一度助成を受けた団体による再申請はできません。

2. 助成の対象となる活動

以下の(1)～(3)の条件をすべて満たす活動を対象とします。

- (1)東京都内での活動 ※都立公園での活動は対象外
- (2)ボランティア団体等による公共的な場所での活動、もしくは小・中学校での総合的な学習の時間などにおける緑化活動 ※個人や家族のみの活動は対象外
- (3)活動場所の所有者の許可を得ていること

3. 支援の内容

「助成金交付」による助成を基本としていますが、団体の会計ルール上、助成金の交付が受けられない場合は「材料支給」の制度を利用することができます。

(1)助成金交付による助成

活動で購入した花苗類、土・肥料類、道具類の領収書(原本)の提出により、清算払いによる助成金の交付を行います。初年度は10万円、2・3年目は5万円が上限です。

※助成金支払申請の内容に不備がある場合や、申請内訳に助成対象外の物品や項目が含まれる場合は、対象外となる金額を除外して助成金を交付するため、助成金交付決定通知に記載された交付予定額を下回る場合があります。

(2)材料支給による助成

団体の会計ルール上、助成金の交付が受けられない場合は、苗、培養土・プランター等の材料支給による助成を利用することができます。材料支給の納品は年1回、11月頃を予定しています。

4. 助成金交付申請

申請受付：2023(令和5)年7月21日(金) 17:00まで

申請サイト：下記のURLまたはQRコードからアクセスしてください。

URL <https://form.run/@midorinokikin-1640588908>



※受付締切以降は申請できません。また、申請内容に不備がある場合は申請を受理できません。申請後、申請内容について事務局より確認のご連絡をする場合があります。

5. 助成金交付の決定

8 月末に開催する東京都都市緑化基金助成事業審査会にて助成金交付の可否を決定し、9 月下旬に助成金交付決定を郵送します。

6. 助成の条件

助成を受けるには、以下の(1)～(2)活動を実施することが条件となります。
詳しくは「【別紙2】令和5年度 花壇・庭づくり活動支援事業 PR 活動の実施について」をご確認ください。

(1)助成プレートの設置

助成金交付が決定した団体には緑化助成プレートを発送します。助成プレートを活動場所の花壇に設置し、東京都都市緑化基金の助成により緑化活動を行ったことを PR してください。



助成プレート

(2)印刷物や HP で東京都都市緑化基金の PR を行う

掲示板や学校だより、ホームページ等にて東京都都市緑化基金の助成事業を受けて緑化活動を行ったことを紹介する記事を作成し、地域等に東京都都市緑化基金を PR してください。作成した記事は支払申請の際の完了報告として提出してください。

7. 助成金支払申請

助成金支払申請の締切：2024年1月31日(水) 必着

助成金交付決定通知とあわせて郵送する支払申請のご案内をご確認ください。

領収書は以下の(1)～(4)を満たすものが助成対象となります。不備のある領収書や対象外の物品・項目は、助成金交付の対象外となりますので十分にご注意ください。

(1)提出する領収書は原本であること(コピー不可)

(2)2023年4月1日～2024年1月31日までの領収書であること

※2024年2月1日以降の領収書は、令和6年度の花壇・庭づくり活動支援事業の対象となります。

(3)花壇・庭づくり活動支援事業で申請した団体名が記載されていること

宛名に不備がある場合は助成金交付の対象外となります。

(不備の例)「〇〇町会 花壇クラブ」で助成金交付申請をしている場合

× 略 称：「〇〇町会 様」→「花壇クラブ」まで書いていない

× 個人氏名：「緑 花子 様」→ 個人の氏名しか書いていない

× 宛名が無記載、または領収書ではない場合 など

(4)助成の対象となる物品の購入代金であること

花壇・庭づくり活動支援事業の助成対象となるのは「緑化活動に直接必要な花苗類、土・肥料類、道具類、消耗品類」の購入代金です。委託に係る費用や、送料・事務費・保険料などは対象外です。

購入を予定している物品が助成の対象になるか判断がつかない場合は、事務局にご確認ください。(回答には数日を要する場合があります。日にちの余裕をもってお問い合わせください。)

詳しくは「【別紙3】令和5年度 花壇・庭づくり活動支援事業 助成対象品一覧」をご確認ください。

花壇・庭づくり活動支援事業 申請チェックリスト(初年度団体用)


【申請受付】 2023年7月21日(金) 17:00 まで

申請サイト: <https://form.run/@midorinokikin-1640588908>

上記のサイトで必要事項を入力、またはデータをアップロードしてください。

アップロード可能なデータは1件100MB以内、JPEGやPDF、Word、Excelなどです。



✓チェック	準備するもの	補足
<input type="checkbox"/>	【必須】 メールアドレス	添付データの送受信を含め、日常的に連絡可能なアドレスをご用意ください。
<input type="checkbox"/>	【必須】 活動場所の現況写真	活動場所の全体が分かる写真データ(2枚程度) ・申請日の概ね1か月以内に撮影した写真をアップロードしてください。
<input type="checkbox"/>	【必須】 活動場所の使用許可を得ていることを証する書類 ※学校など、活動場所の敷地の管理を行う職員自身が申請者の場合は不要	今年度の活動について、活動場所の所有者・管理者に許可を得ていることを証する書類のスキャンまたは写真データ ・公園や道路での活動の場合…所管する行政の許可を得ていることが分かる書類 ・PTA や地域コーディネーターなど、学校の職員以外が学校の敷地内で活動する場合…学校長の許可を得ていることが分かる書類
<input type="checkbox"/>	【小中学校以外の団体は必須】 今年度の団体の役員及び会員名簿	役員の方は氏名と電話番号、会員は氏名のみ記載した名簿をアップロード ・小中学校は不要(団体代表者が学校長や教職員の場合) ・幼稚園・保育園や福祉施設の場合、教職員や施設職員の氏名のみ記載し、園児や生徒、施設利用者は人数のみ記載 ※法令・条例に基づき厳正に管理します。個人情報の取り扱いに関する(公財)東京都公園協会の取組については、以下のホームページにてご確認ください。 【(公財)東京都公園協会 個人情報の取り扱いについて】 https://www.tokyo-park.or.jp/profile/privacypolicy.html
<input type="checkbox"/>	【ボランティア団体のみ】 団体の規約	ボランティア団体で規約がある場合はアップロード ※学校の場合は不要(団体代表者が学校長や教職員の場合)
<input type="checkbox"/>	【必須】 平面図	敷地や建物と活動場所の花壇の位置関係がわかる平面図をアップロード ・手描き可、おおよそのサイズ(m)を記入 ・活動場所をカラー・斜線で塗り分ける()

お問い合わせ先

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 公益事業推進課

緑の基金担当 村上・泉・金澤

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-5 2階

【E-mail】midorinokikin@tokyo-park.or.jp

【電話】03-5510-7183 (平日 9:00~17:00)

【FAX】03-3504-5300

【東京都都市緑化基金 HP】

<https://www.tokyo-park.or.jp/profile/greening/>